

佐賀県少年自然の家設置条例（抜粋）

昭和 50 年 3 月 12 日

佐賀県条例第 14 号

佐賀県少年自然の家設置条例をここに公布する。

佐賀県少年自然の家設置条例

（設置）

第 1 条 少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置する。

（平 24 条例 8・一部改正）

（名称及び位置）

第 2 条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐賀県黒髪少年自然の家	武雄市
佐賀県北山少年自然の家	佐賀市
佐賀県波戸岬少年自然の家	唐津市

（昭 61 条例 22・平 10 条例 37・平 16 条例 45・平 17 条例 58・平 17 条例 74・一部改正）

（指定管理者）

第 3 条 知事は、少年自然の家の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 少年自然の家の運営に関する業務
- (2) 少年自然の家の施設の利用に関する業務
- (3) 少年自然の家の施設の維持及び管理に関する業務

3 第 1 項の規定に基づき管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。

4 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

（平 17 条例 15・全改、平 24 条例 8・一部改正）

（利用料金）

第 4 条 少年自然の家の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、少年自然の家の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

（平 20 条例 51・追加、平 24 条例 8・一部改正）

（補則）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 17 条例 15・一部改正、平 20 条例 51・旧第 4 条繰下、平 24 条例 8・一部改正）